

1 組織、業務の主な変遷

年月	◇東北地方医務局	◇東北地区麻薬取締官事務所	◇社会保険庁（事務局）
昭和 20 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省の外局として医療局東北出張所が発足 <p>※主な所管業務：国立病院の營繕、医事関係国家試験、旧陸海軍病院及び医療団からの転換施設の業務指導</p>		
昭和 21 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療局を廃止し、内局として厚生省医務局東北出張所と改称 ・国立療養所に関する業務を新たに所掌 		
昭和 24 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・東北医務出張所と改称 		
昭和 26 年 4 月		<ul style="list-style-type: none"> ・東北地区麻薬取締官事務所発足 	
昭和 37 年 7 月			<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省の外局として社会保険庁設立 <p>※地方事務官制度として、各都道府県の民生所管部（保険課、国民年金課）が業務を所管</p>
昭和 38 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方医務局と改称 		
平成 12 年 4 月			<ul style="list-style-type: none"> ・地方事務官制度の廃止 ・各都道府県に地方社会保険事務局を設置
年月	◇ 東 北 厚 生 局	◇社会保険庁（事務局）	
平成 13 年 1 月	<p>東北厚生局 発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合 ・従前の所掌：国立病院・療養所の管理業務、麻薬取締業務、医事関係国家試験等 ・新たな所掌：医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等 		

年月	◇ 東 北 厚 生 局	◇社会保険庁（事務局）
平成 15 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正により健康福祉部を設置し、総合衛生管理製造過程の承認に関する業務等を医薬局から移管 ・補助金業務の一部、管理栄養士国家試験等の業務を厚生労働省から移管 	
平成 16 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国 154 力所の国立病院・療養所が一部を除き、独立行政法人に移行したことに伴い、国立病院管理に関する業務を独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所に移管 	
平成 20 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関等の指導監査業務を地方社会保険事務局から移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険の運営を分離し、「全国健康保険協会」を設立
平成 22 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構に対する各種認可業務の一部と社会保険審査官業務を地方社会保険事務局から移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁の廃止・日本年金機構の設立 ・厚生労働省が公的年金の財政責任及び運営責任を担いつつ、一連の公的年金の業務運営は「日本年金機構」に委任・委託
年月	◇ 東 北 厚 生 局	
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・再生医療等安全確保法に関する業務を新たに所掌 	
平成 27 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録訂正手続業務を、総務省行政評価局年金記録確認第三者委員会から地方年金記録訂正審議会に承継 ・看護師の特定行為研修に関する業務を新たに所掌 ・各種養成施設（一部）の指定及び監督業務、生活衛生同業組合等の振興計画の認定業務、消費生活協同組合の監督業務を都道府県に移管 	
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に関する各県に対する支援業務を新たに所掌 ・社会福祉法人の認可、監督業務を都道府県に移管 	
平成 29 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・国家試験業務を民間に委託 	
平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化法に関する業務、臨床研究法に関する業務及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る受領委任契約等の業務を新たに所掌 	
令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を新たに所掌 ・臨床研修病院の指定等の事務・権限並びに毒物及び劇物（原体）の製造業及び輸入業の登録の事務・権限を県に移譲 	